

介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員等の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。直近では消費税率引上げに伴う介護報酬改定（2019年10月）において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、以下の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること

職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること

賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については次の厚生労働省通知等をご確認ください。

※[介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）](#)

【「見える化」要件について】

2020年度から、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることが算定要件となっております。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に示します。

	職場環境要件	当法人での取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none">・初任者研修、実務者研修受講にかかる受講費用の補助および受講日の出張取り扱いとする就業補助を実施している。・業務内での専門研修の受講支援、認知症関連研修、ユニットリーダー研修、その他外部キャリアアップ研修への参加支援を行っている。
労働環境・処遇改善	ICT活用による業務省力化（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）	<ul style="list-style-type: none">・介護システムを導入し、利用者の介護記録等のデジタル化、および法人内複数事業所利用における情報共有を行っている。・タブレット端末による同介護システムの活用を行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	<ul style="list-style-type: none">・電動昇降の特殊浴槽や電動介護リフト等の積極的導入と活用を行い持ち上げない介護（ノーリフトポリシー）を実践している。・リフトリーダー研修の受講と施設内研修を行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	<ul style="list-style-type: none">・にやりほっと報告書により職員の良い面の気づきを発見できる取り組みを行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	<ul style="list-style-type: none">・事故防止マニュアルの整備、各事業所における事故防止委員会の設置を設置している。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none">・定期健診、ストレスチェックおよび産業医面談による健康管理を行っている。・施設内禁煙、屋外への喫煙所設置による分煙を行っている。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	<ul style="list-style-type: none">・地域清掃活動や防災活動への参画を行っている・自治会内での介護教室を実施している。・地域サロンの開催を開催している。
	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none">・正規職員への雇用転換制度を設け、パート職員や準職員からの正規職員への登用を推進している。
	職員の増員による業務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・リファラル採用や外国人雇用など幅広く職員を採用し業務負担の軽減に努めている。・介護補助業務（洗濯・日常清掃等）を外部委託や障がい者雇用を行い、介護業務の負担を軽減し、主な介護に専念できるようにしている。